



平成 28 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 新 日 本 建 設 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 見 克 司  
(コード番号 1 8 7 9 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長 高 橋 苗 樹  
(TEL. 0 4 3 - 2 1 3 - 1 1 1 1)

### 証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成 27 年 5 月 25 日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」において開示しましたとおり、平成 27 年 5 月 25 日付で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出いたしました。

本日、平成 27 年 5 月 25 日に開示した下記の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対する 1,800 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。当社は、金融庁から正式な通知を受領した後対応について検討し、決定次第改めてお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、ご心配をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 有価証券報告書

第 47 期 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)

第 48 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)

#### 2. 四半期報告書

第 48 期第 1 四半期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 6 月 30 日)

第 48 期第 2 四半期 (自 平成 23 年 7 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)

第 48 期第 3 四半期 (自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 12 月 31 日)

第 49 期第 1 四半期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 6 月 30 日)

第 49 期第 2 四半期 (自 平成 24 年 7 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日)

第 49 期第 3 四半期 (自 平成 24 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 12 月 31 日)

以上